

治療用装具代の申請について

療養費（治療用装具）

医師の指示により、治療用装具をつくったときは、一旦全額を支払い、後から健保組合へ申請し、払い戻しを受けることになります。

<払い戻しが受けられる場合の例>

- 治療上必要があると認められて、医師の指示により関節用装具・コルセット・ギプスなどの治療用装具を作製し、装着したとき
 - ※治療用装具は、治療のため装具製作者が患者の身体に合わせて作成したものに限り、ます。
 - ※同一の装具を耐用年数内に複数個作製した場合は、原則として1個目のみ療養費の支給対象となります。
 - ※症状固定後に装着した義手・義足に要する費用及びその修理に要する費用については支給対象外です。
- 輸血のための生血を医療機関から購入したとき
 - ※生血提供者が親族の場合は、支給されません。
 - ※保存血を使用した場合は、療養給付として現物給付（保険適用）されるため、申請できません。

<払い戻しが受けられない場合の例>

- 補聴器・眼鏡（9歳未満の小児弱視等の治療用眼鏡を除く）
- 松葉杖（一般的には必要があれば医療機関が貸与するものとされている）
- 脱腸帯・人工肛門
- 医療機関から購入した喘息治療剤施用のための小型吸入器
- その他日常生活や職業上の必要性によるもの、美容の目的で使用されるもの など

提出書類

※①～④の書類を揃えて提出して下さい。

① 療養費支給申請書（治療用装具用）

必要事項を記入して下さい。

② 医師の意見書（原本）

装具等の装着が「治療のため必要」と認める医師の意見書が必要となります。

③ 装具代の領収書（原本）

必ず原本を提出して下さい。返却することはできません。

領収書内に装具の内訳が記載されていない場合は、装具の明細書も添付して下さい。

④ 作成した装具が確認できる写真（カラー印刷でも可）

ポリ素材ではない、コピー用紙等の普通紙に印刷してご提出ください。

インソール作成の方は、実際に作成された全ての写真を添付して下さい。

例：インソールのみの方はインソールの写真・インソールと靴を作成された方は両方を並べた写真

支給額

健康保険で認められた基準料金から自己負担相当額を差し引いた額が払い戻されます。

申請された費用の全額が払い戻されるわけではありません。

提出締め・支給日

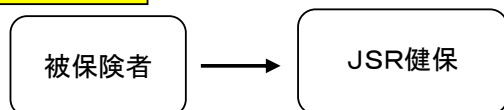
申請書は、毎月15日（休日の場合はその前日）に締め切ります。

給付金は、毎月末日（休日の場合はその前日）に支給いたします。

診療内容の確認後支給いたしますので、支給までお時間を頂く場合があります。

また、書類の不備や審査によっても支給が遅れる場合があります。

提出ルート



注意点

- 発病又は負傷の原因が、業務上・通勤途上中の事故による場合は、労働者災害補償保険（労災保険）の給付の対象となるため、健康保険へ療養費の申請はできません。
- 負傷の原因が、交通事故など第三者の行為による場合は、原則第三者へ請求して下さい。第三者へ請求できない場合は、健保組合までご相談下さい。
- 療養費は、代金を支払った日の翌日から起算して2年を経過すると、時効となり申請できなくなりますのでご注意ください。

【提出先・お問い合わせ】

社内便：Y990 給付担当

社外便：〒510-8552 三重県四日市市川尻町100 JSR健康保険組合 給付担当

TEL：059-345-8004 内線：227-3049